

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
令和3年度 第2回 協議会 次第

日 時：12月17日（金） 13時30分
場 所：松本市梓川公民館 多目的会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 協議事項

- (1) 松本障害保健福祉圏域における自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて
- (2) 市町村部会 日中サービス支援型共同生活援助事業 事業評価について

3 報告事項

- (1) 令和3年度松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業、総合相談支援センター事業及び自立支援協議会事務局収支中間報告について
- (2) 令和3年度前期分障がい者基幹相談支援センター及び障がい者総合相談支援センター巡回評価実施結果について
- (3) 令和3年度第2回幹事会報告
- (4) 令和3年度第3回幹事会報告
- (5) 令和3年度第2回長野県自立支援協議会報告

4 連絡事項

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会年間予定について

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 委員名簿

所属・職名	氏名	備考
松本圏域障害者基幹相談支援センター 所長	大森 将嘉	
松本圏域障害者総合相談支援センターあるぶ 所長・コーディネーター	寺島 康一	
松本圏域障害者総合相談支援センターWish 所長・コーディネーター	川上 巧	
松本圏域障害者総合相談支援センターボイス 所長・コーディネーター	莊司 小夜子	
社会医療法人 城西医療財団 城西病院 総事務局長	澤谷 富秋	欠席
一般社団法人 びあねっと・まつもと 代表理事	小橋 加英子	
特定非営利活動法人 ハートラインまつもと 理事長	岩井 和子	代理 常務理事 諫訪 智子
社会福祉法人 安曇野福祉協会 理事長	宮澤 学	代理 常務理事 堀内 猛志
社会福祉法人 中信社会福祉協会 理事長	渡辺 明	代理 常務理事 小出 光男
社会福祉法人 りんどう信濃会 穂高悠生寮 施設長	竹澤 一弘	
社会福祉法人 誠心福祉協会 理事長	関原 史人	欠席
社会福祉法人 信濃友愛会 理事長	櫻井 俊夫	代理 常務理事 赤羽 信行
社会福祉法人 アルプス福祉会 理事長	飯沼 寿太郎	代理 常務理事 片桐 政勝
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 信濃学園 所長	長田 基佳	
特定非営利活動法人 ケ・セラ 理事長	西村 昭太	
特定非営利活動法人 グループホーム 夢ハウス城山の会 副理事長	五郎丸 優子	欠席
特定非営利活動法人 グランド・リッシュ 理事長	若林 美輪	代理 支援員 長坂 ちえこ
長野県松本養護学校 校長	渡邊 和幸	
長野県安曇養護学校 校長	松嶋 則行	
社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 常務理事	丸山 貴史	代理 課長 永田 幸彦
社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会 常務理事	小池 晴夫	副会長
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 事務局長	藤松 兼次	
社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 事務局長	田中 雄一郎	
松本公共職業安定所 統括職業指導官	田島 明充	
松本市 障害福祉課 課長	高木 寿郎	会長
塩尻市 福祉課 課長	青木 薫	
安曇野市 福祉課 課長	太田 雅史	
麻績村 住民課 課長	塚原 貴志	
生坂村 健康福祉課 課長	松沢 昌志	
山形村 保健福祉課 課長	篠原 雅彦	
朝日村 住民福祉課 課長	上條 浩充	代理 係長 河西 ひろ子
筑北村 住民福祉課 課長	堀内 克美	
松本広域連合 福祉・地域課 課長	伊藤 実和子	
松本保健福祉事務所 福祉課 福祉課長	湯浅 明	代理 係長 飯島 恵子
身体障害当事者・団体の代表者又はその家族 松本市身体障害者福祉協会 会長	飯沼 勝浩	
知的障害当事者・団体の代表者又はその家族 長野県知的障害者育成会 東筑摩郡会長	刈間 靖	代理 事務局長 増澤 武志
精神障害当事者・団体の代表者又はその家族 松の会 会長	小泉 信司	欠席
塩尻市 健康福祉事業部 福祉課 係長	大村 一	幹事長
松本市 障害福祉課 課長補佐	澤田 昌宏	相談支援体制検討プロジェクト プロジェクトリーダー
麻績村 住民課 係長	高野 寿美	Wish 評価委員
生坂村 健康福祉課 係長	那須 美穂子	あるぶ 評価委員
松本保健福祉事務所 福祉課 係長	飯島 恵子	基幹 評価委員
社会福祉法人 中信社会福祉協会	奥原 和彦	事務局
	板花 智美	事務局
	山口 光代	事務局

協議事項 1

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて

1 趣旨

松本障害保健福祉圏域（以下「松本圏域」といいます。）自立支援協議会及び相談支援体制の見直し案について協議するものです。

2 経過

2. 2. 7 令和元年度第4回幹事会

松本圏域自立支援協議会の体制を検討することを目的として「地域自立支援協議会検討プロジェクト」を設置することになりました。

3. 2. 5 令和2年度第4回幹事会

松本圏域の相談支援体制について検討することを目的として「相談支援体制検討プロジェクト」を設置することになりました。

11. 12 令和3年度第3回幹事会

松本圏域の自立支援協議会及び相談支援体制の見直し案について協議されました。

3 松本圏域自立支援協議会について

(1) 現在の状況

ア 設置主体

松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村

イ 要綱及び体制について 別紙1 (P 5 ~ P 8)

ウ 課題

- (ア) 顔の見える生活圏を同じとする市町村単位での検討の場がない。
- (イ) 同じ圏域内でも、生活圏の違いから共通に考えられないこともある。
- (ウ) 検討に至るまでに時間がかかる。
- (エ) 自立支援協議会の運営規定が未整備
- (オ) 自立支援協議会の構成団体の見直しがされていない。

(2) 変更案

ア 設置主体

各市村とし、市村の状況にあわせて単独及び共同設置とします。

イ 体制 別紙2 (P 9)

4 相談支援体制について

(1) 事業の内容及びセンターの役割について

事業	区分	役割
相談支援事業	基幹相談支援センター事業 (基幹相談支援センター)	1 総合的・専門的な相談支援の実施 2 地域の相談支援体制強化の取組 3 地域移行・地域定着促進の取組 4 権利擁護・虐待の防止
	総合相談支援センター事業 (総合相談支援センター)	1 福祉サービスの利用援助 2 社会資源を活用するための支援 3 社会生活力を高める支援 4 ピアカウンセリング 5 権利擁護のために必要な援助 6 専門機関の紹介等

(2) 受託法人

区分	受託法人
基幹相談支援センター事業 (基幹相談支援センター)	NPO法人ハートラインまつもと 社会福祉法人信濃友愛会 社会福祉法人安曇野福祉協会 社会福祉法人中信社会福祉協会
総合相談支援センター事業 (総合相談支援センター)	社会福祉法人中信社会福祉協会 社会福祉法人アルプス福祉会 社会福祉法人信濃友愛会 社会福祉法人安曇野福祉協会 NPO法人 ケ・セラ 社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会 社会福祉法人山形村社会福祉協議会

(3) 契約及び委託費の流れについて

ア 基幹相談支援センター事業

松本市、安曇野市、塩尻市、麻績村、生坂村、朝日村、山形村及び筑北村

契約↑ ↓ 委託費

代表法人 NPO法人ハートラインまつもと

契約↑ ↓ 委託費

社会福祉法人信濃友愛会

社会福祉法人安曇野福祉協会

社会福祉法人中信社会福祉協会

イ 総合相談支援センター事業

松本市、安曇野市、塩尻市、麻績村、生坂村、朝日村、山形村及び筑北村

契約↑ ↓ 委託費

代表法人 社会福祉法人中信社会福祉協会

契約↑ ↓ 委託費

社会福祉法人アルプス福祉会

社会福祉法人信濃友愛会

社会福祉法人安曇野福祉協会

NPO法人 ケ・セラ

社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会

社会福祉法人山形村社会福祉協議会

(4) 課題

ア 基幹相談支援センターの人員不足

イ 基幹相談支援センターと総合相談支援センターの役割が明確になっていない。

ウ 主任相談支援専門員の位置づけが不明確

エ 委託相談（国委託、県委託等）、指定特定相談支援事業所との連携体制が取れていない。

(5) 変更案

ア 基幹相談支援センター

各地域の状況に合わせて単独または、共同設置とします。



※ 麻績村、生坂村及び筑北村については、現在検討中

機能強化コーディネーターの配置及び、業務内容等については各市村で検討します。

イ 総合相談支援センター

松本市	塩尻市 朝日村 山形村	安曇野市
契約↓ 委託費	契約↓ 委託費	契約↓ 委託費
受託法人	受託法人	受託法人

※ 麻績村、生坂村及び筑北村については、現在検討中

コーディネーターの配置及び業務内容等については、今後各市村で検討し変更案について協議します。

5 タイムスケジュール

(1) 令和3年度

自立支援協議会及び相談支援体制の変更案について協議

(2) 令和4年度

自立支援協議会の体制変更

基幹相談支援センター契約方法等の変更

総合相談支援センターの変更案について協議

(3) 令和5年度

総合相談支援センター契約方法の変更

6 今後について

(1) 自立支援協議会について

ア 地域ごとの自立支援協議会が開催できるよう詳細を検討していきます。

イ 現在の部会及びプロジェクトの検討している内容を整理します。

ウ 圏域全体の連絡会について詳細を検討していきます。

エ 長野県及び長野県自立支援協議会との連絡調整を進めています。

(2) 相談支援体制について

ア 市村を中心に基幹相談支援センターの役割、配置及び契約方法について検討します。

イ 主任相談支援専門員、各委託相談（国委託、県委託等）、指定特定相談支援事業所との連携について検討します。

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、松本障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化および地域の実情に応じた体制の整備についての協議をおこなうとともに、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業の中立・公平性を確保し、実績・運営評価・選定の実施に関すること
- (2) 市町村障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 関係機関によるネットワークの構築・強化等に向けた情報共有に関すること
- (5) 圏域におけるニーズの把握、社会資源の開発・改善に関すること
- (6) 障害者総合支援法の円滑な推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある委員をもって充てる。

2 協議会に幹事会を置き、幹事は別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。

(役員)

第4条 協議会及び幹事会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事長 1名
 - (4) 副幹事長 2名
- 2 会長は、委員の互選によって選出し、任期は2年とする。
- 3 副会長は、会長の指名によって選出し、会長を補佐する。任期は2年とする。
- 4 幹事長は、幹事の互選によって選出し、任期は2年とする。
- 5 副幹事長は幹事長の指名によって選出し、幹事長を補佐する。任期は2年とする。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じ会長が招集し主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて委員、幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、主宰する。

(小委員会)

第6条 会長は、協議の必要な議題について調査・研究等させるために、小委員会を置くことができる。

(専門部会)

第7条 幹事長は、相談支援事業の推進に関する細部の専門事項について、調査・研究させるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校、関係行政機関、障害当事者団

体等に所属する者の中から幹事長が委嘱する。

- 4 部会長は、部会員の互選による。任期は2年とする。ただし、幹事長が必要と認める場合は任期の延長を行うことができる。
- 5 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集し、主宰する。
- 6 第2項から前項にまでに定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(プロジェクト)

第8条 幹事長は、前項の専門部会では協議することが難しい事項について調査・研究させるために、プロジェクトを置くことができる。

- 2 プロジェクトの任期は付託期間終了までの幹事会とする。なお幹事会において付託期間の延長が認められた場合はこの限りではない。

(評価委員)

第9条 協議会に、委託相談支援事業の運営評価をおこなう評価委員を置くことができる。評価委員は、委託相談支援事業者の実績・運営評価を実施し、協議会に報告する。

- 2 評価委員の構成は次のとおりとする

(1) 基幹相談支援センター評価委員

- ア 松本保健福祉事務所福祉課の代表
- イ 構成市の代表
- ウ 構成村の代表

(2) 総合相談支援センター評価委員

- ア 構成市の代表
- イ 構成村の代表

- 3 評価委員の順番は別表のとおりとする

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、協議会の運営を受託した相談支援事業者において行う。

- 2 協議会に庶務の監査を行う監事を置く。監事は委員の互選によって選出し、任期は2年とする。

協議会に監査の報告をする。

- 3 監事の構成は次のとおりとする

- | | |
|------------------|----|
| (1) 構成市村のうち村部の代表 | 1名 |
| (2) 指定相談支援事業所 | 1名 |

(役員の辞任)

第11条 役員について、異動・退職・疾病等やむをえない理由でその任務を果たせないときは協議会の承認、または幹事会組織の役員については幹事会の承認を得て辞任することができる。後任者は第4条の規定により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

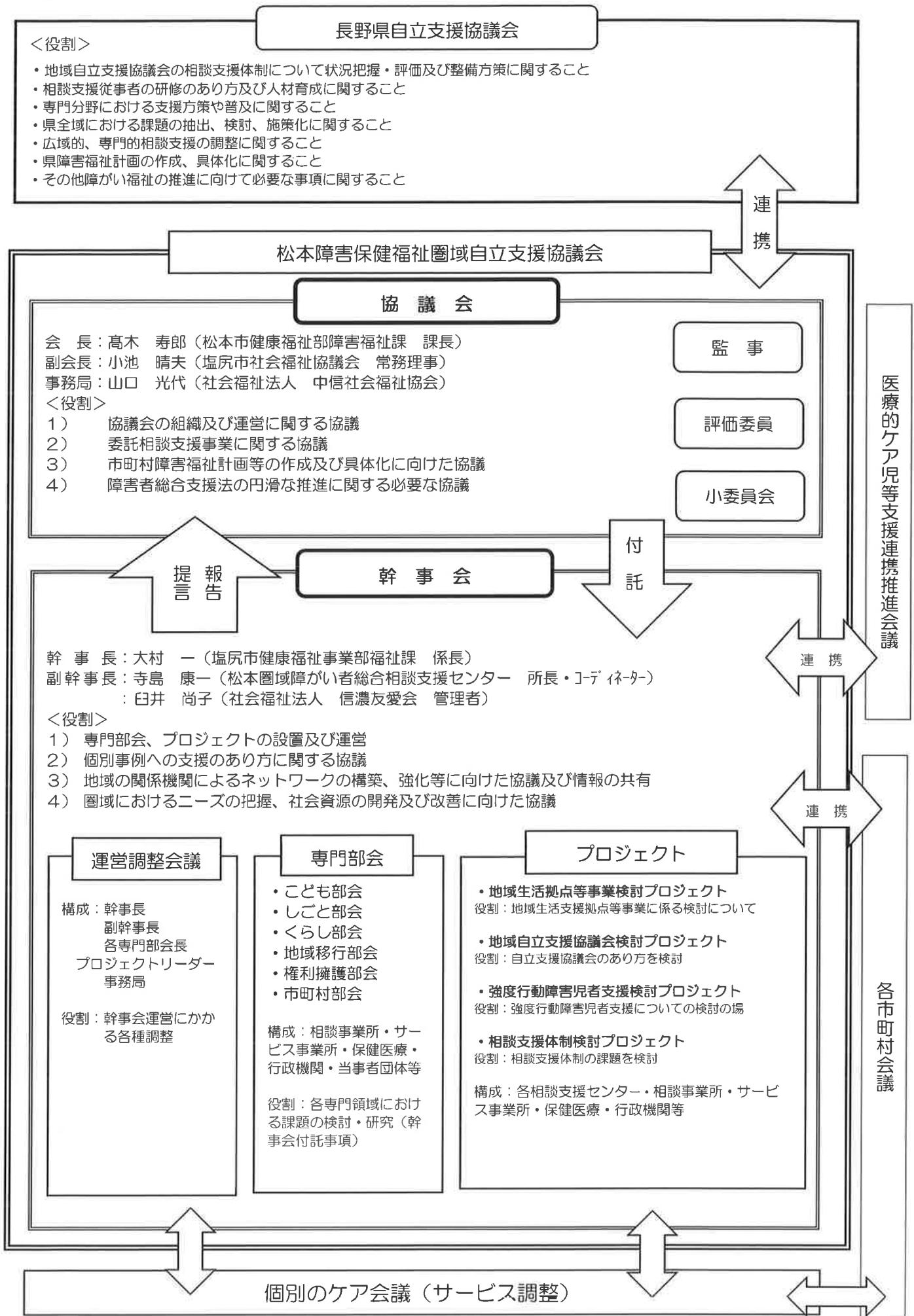
(附則)

本要綱は、平成19年2月19日から施行する。

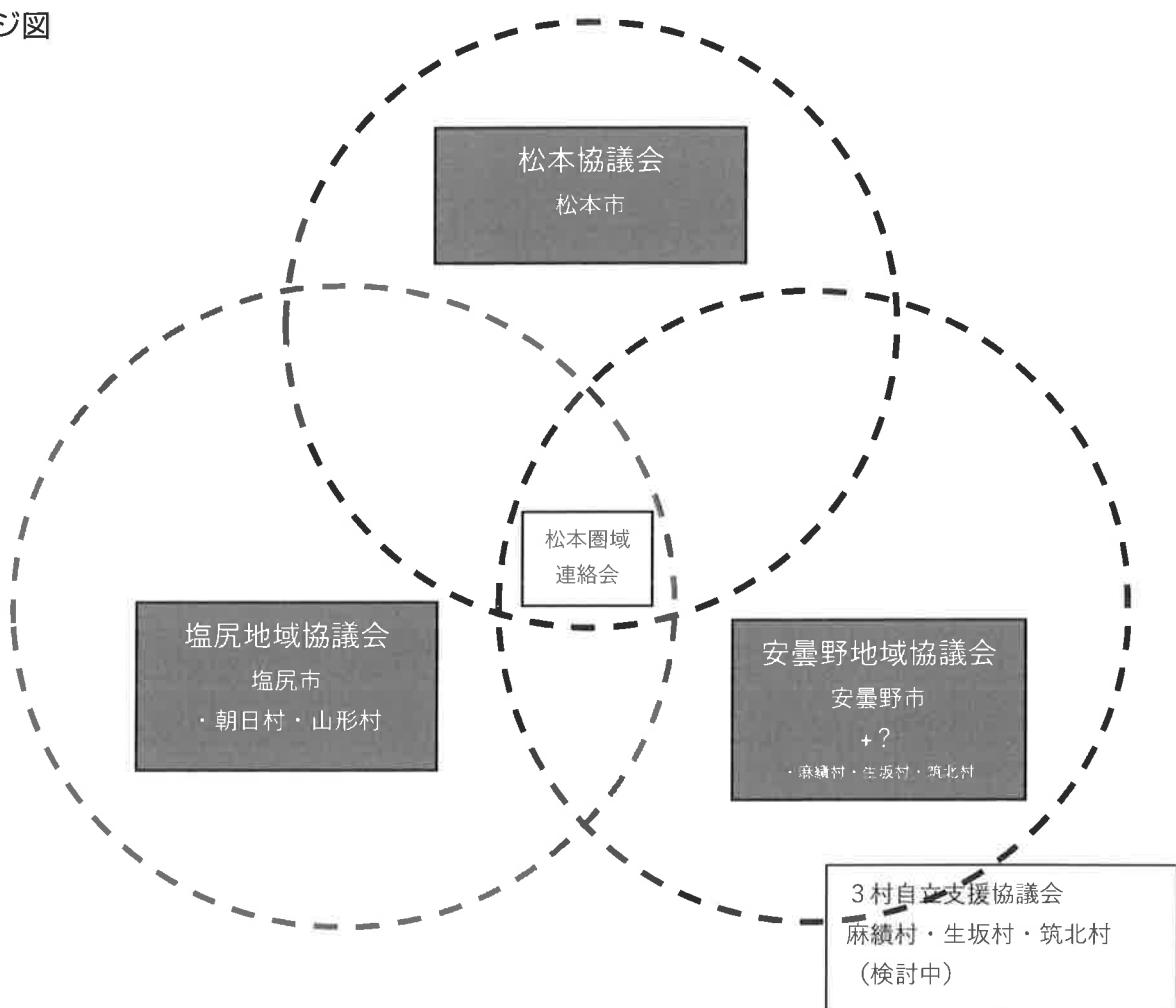
平成19年5月31日	一部改正
平成20年6月25日	一部改正
平成22年2月18日	一部改正
平成25年6月28日	一部改正

平成25年10月31日 一部改正
平成31年4月1日 一部改正
令和2年12月24日 一部改正

＜松本障害保健福祉圏域自立支援協議会イメージ図＞



イメージ図



松本圏域連絡会	
要綱	自立支援協議会としてではなく別立てで検討予定。
事務局	基幹相談支援センター、保健福祉事務所などは事務局という形ではなくリーダー的な役割を担う。
部会及び プロジェクト	これまでのような部会は設置せず、プロジェクトや会合は必要に応じて地域協議会との連携で開催する。

各エリア	3村自立支援協議会	安曇野市自立支援協議会	松本市自立支援協議会	塩尻地域協議会（塩尻・山形・朝日）
要綱		それぞれに設置		
事務局		基幹相談支援センター + 行政		
部会及び プロジェクト		それぞれに設置		



長野県自立支援協議会

協議事項 2

日中サービス支援型共同生活援助事業評価について

1 趣旨

平成30年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）の改正により創設された、日中サービス支援型共同生活援助事業の評価方法について協議するものです。

2 根拠

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の従業員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月28日 長野県規則第13号）から抜粋

第54条の11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない

3 評価方法

「松本圏域日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等に関する実施要領」（別紙P11～P12）及び「報告・評価シート」（P14～P16）により評価します。

4 今後の対応について

当会議で協議後、実施要領を施行することとします。

松本圏域日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等に関する実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月28日 長野県規則第13号）第54条の11に基づき、日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下「事業所」という。）の事業の実施状況等を松本障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）へ報告し、協議会から評価等を受けること（以下「評価等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この評価等の実施主体は、松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村（以下「関係市村」という。）が共同設置する協議会とする。

（対象者）

第3条 この評価等の対象者は、関係市村に事業所を開設した事業者とする。

（評価等の目的）

第4条 評価等の目的は、事業所の事業の実施状況等について、事業者が定期的に協議会へ報告し、協議会から評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることにより、地域に開かれたサービスを確保し、当該サービスの質の確保を図ることとする。

（評価等の回数）

第5条 協議会による評価等は、毎年1回以上実施するものとする。

（評価等の実施方法）

第6条 事業所を開設した事業者は、事業所を開設した日の属する月から12ヶ月を経過した後、日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告・評価シート申込書（様式第1号）により、報告・評価シート（様式第2号）を添えて、翌月10日（10日が休日の場合は翌日）までに、協議会に届け出なければならない。

2 協議会は、前項の依頼を受けたときは、関係市村とともに、速やかに内容を審査の上、評価を行うものとし、必要に応じて事業者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

(評価等の結果報告等)

第7条 協議会は、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果通知書（様式第3号）により、報告・評価シートを添えて、協議会における評価等の結果を事業者に提示するものとする。

2 事業者は、協議会における評価等を尊重し、当該サービスの質を向上するように努めるものとする。

(記録の保管)

第8条 協議会は、本要領に係る関係書類を5年間保管するものとする。

(守秘義務)

第9条 本要領の事務に係る者は、評価等の過程で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守し、適正に取扱うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は、協議会において定めることとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年　月　日

(宛先) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会長様

所在地

事業者名

代表者名

印

日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告・評価シート申込書
(年度分)

日中サービス支援型共同生活援助事業所の事業の実施状況等について、協議会等への報告並びに、協議会等からの評価等につきまして、松本圏域日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等に関する実施要領に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

1 報告・評価シートを提出する事業所

事業所番号	事業所名	新規

※ 今年度初めて提出する事業所については、新規欄に○をつけてください。

2 報告・評価シート

別添のとおり

3 本件に関する連絡先

担当者名	
連絡先	

様式第2号(第6条関係)

報告・評価シート

設置主体	名称 所在地	報告日	年 月 日
事業所	名称 所在地	評価日	年 月 日

事業所の運営方針	(運営規程の抜粋等を記入)
事業内容	事業所開設日 年 月 日 利用者定員 名(短期入所定員 名) 職員数 名(常勤換算後の人數 名)

【事業所記入欄】 具体的な内容		【松本障害保健福祉圏域自立支援協議会記入欄】 要望、助言、評価
項目	評価の視点	<input type="checkbox"/> 問題なし
地域に開かれた運営	実習生やボランティア等を受け入れているか。 (受け入れ事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
	地域住民との交流の機会が確保されているか。 (交流機会の事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし

短期入所の併設 受け入れているか。	(利用者数) 名	<input type="checkbox"/> 問題なし
	緊急的利用のニーズに対応しているか。 (緊急受入人数) 名 (緊急受入れ事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
支援の実施	重度化・高齢化等のニーズに対応しているか。 (対応事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
	利用者が充実した地域生活を送るために、外出や余暇活動等の支援に努めているか。	<input type="checkbox"/> 問題なし

支援の質の確保に努めているか。 (資格取得、研修等)	(取得した資格、参加した研修名等)	<input type="checkbox"/> 問題なし
体験的利用のニーズに対応しているか。	(体験利用人数 名 (体験利用の事例))	<input type="checkbox"/> 問題なし
自己決定の支援に努めているか。	(自己決定支援の対応事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
その他		
協議会からの要 望、助言への対 応(2回目以降)	(要望・助言の内容及びその対応)	<input type="checkbox"/> 問題なし

様式第3号(第7条関係)

年　　月　　日

(宛先) 様

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会長

日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果通知書
(年度分)

年　　月　　日付で申し込みがありました、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等について結果を通知します。

記

1 評価した事業所

事業所番号	事業所名	事業者名

2 評価結果

別添、報告・評価シートのとおり

3 本件に関する連絡先（協議会事務局）

所属所・係	
担当者名	
連絡先	

報告事項 1

令和3年度松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業、総合相談支援センター事業及び自立支援協議会事務局収支中間報告について

1 趣旨

松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業、総合相談支援センター事業、自立支援協議会事務局中間収支について報告をするものです。

2 松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業 別紙 (P **19** ~P**20**)

3 松本障害保健福祉圏域障害者総合相談支援センター事業 別紙 (P **21**)

4 松本障害保健福祉自立支援協議会事務局 別紙 (P **22**)

5 監査について

(1) 日時

ア 令和3年10月21日（木） 10時

(2) 監査員

朝日村 住民福祉課課長 上條 浩充 様

社会福祉法人信濃友愛会 常務理事 赤羽 信行 様

(3) 監査結果 別紙 (P **23** ~P**24**)

令和3年度 松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター収支予算実績

自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日

代表法人名:特定非営利活動法人ハートラインよつもと

【収入の部】

科目	A 当初予算	B 令和2年度 繰越金	C 令和3年度 仮受金残高	D 実績	A+B-C-D 予算差額	E 摘要	F 要
委託料収入							
委託料(機能強化コーディネーター、 退院支援コーディネーター、事務員)	18,000,000		2,199,245	9,796,686	6,004,069	松本圏域8市村	
休日・夜間緊急相談	0		0	0	0	松本圏域8市村	
自立支援協議会事務局 委託料	5,100,000		623,119	3,000,000	1,476,881	松本圏域8市村	
基幹相談支援センター 代表法人委託料	370,000		45,207	191,654	133,139	松本圏域8市村	
小計	23,470,000		2,867,571	12,988,340	7,614,089	別添 松本圏域8市村内訳のとおり	
事業費等収入							
基幹センター運営費	984,860	22,771	120,330	510,208	377,093		
入村育成に係る費用	200,000	156,057	24,436	103,610	228,011		
情報発信に係る費用	98,140		11,991	50,842	35,307		
小計	1,283,000	178,828	156,757	664,660	640,411		
収入合計	24,753,000	178,828	3,024,328	13,653,000	8,254,500		

松本圏域8市村 内訳

	当初予算			実績	予算差額
1 松本市	13,911,000			9,274,000	4,637,000
2 塩尻市	3,886,000			2,590,000	1,296,000
3 安曇野市	5,668,000			3,778,000	1,890,000
4 麻績村	149,000			98,500	50,500
5 生坂村	99,000			66,000	33,000
6 山形村	520,000			346,000	174,000
7 朝日村	272,000			181,000	91,000
8 筑北村	248,000			165,000	83,000
合計	24,753,000			16,498,500	8,254,500

【支出の部】

A B C D A+B-C-D 単位:円

科目	当初予算	令和2年度 繰越金	令和3年度 仮受金残高	実績	当初予算額	摘要
再委託料						
業務委託費	18,000,000	0	2,199,245	9,796,686	6,004,069	基幹相談支援センター(拠点コーディネーター5,400,000/居住支援員5,400,000)
内訳						
人件費	5,400,000		659,773	3,200,000	1,540,227	安曇野福祉協会(機能強化5,400,000)
事務費	1,800,000		219,924	1,000,000	580,076	信濃友愛会(事務員1,800,000)
通信運搬費	10,800,000		1,319,548	5,596,686	3,883,766	ハートラインまつもと(機能強化 5,400,000 退院時支援5,400,000)
休日・夜間緊急相談	0			0	0	
内訳						
人件費(代表法人分)				181,998	168,691	
事務費(代表法人分)				9,656	9,655	
内訳						
消耗品費				724	723	A4用紙 500枚(カウネット)事務用品他
車両費				1,000	1,000	ガソリン代・車両費
通信運搬費				3,512	3,512	請求書・通知文送付料・電話料金等
手数料				3,795	3,795	委託費振込み手数料
保守料				625	625	コピー機器保守料(250枚×2.5円)
小計	23,470,000	0	2,867,571	12,988,340	7,614,089	
事業費等支出						
基幹相談支援センター運営費	984,860	22,771	280,532	350,006	377,093	ハートラインまつもと 現金管理
内訳						
人件費	30,000	22,771		8,659	44,112	備品購入費
事務費	491,040			286,440	204,600	リース料
通信運搬費	396,000			38,500	357,500	公用車駐車場代
手数料	33,000			0	33,000	仲介手数料
保守料	34,820			16,407	18,413	緊急電話
人材育成に係る費用	200,000	156,057	114,746	13,300	228,011	ハートラインまつもと 現金管理
内訳						
行動障害児者支援研修	45,000					
相談支援員フォローアップ研修	8,500					
児童支援研修	44,200					
ファシリテーター謝礼	40,000			13,300	26,700	
自立支援協議会研修等	23,500					
資料印刷代	20,000					
雑費(振込手数料・学習会茶菓子代)	18,800					
情報発信に係る費用	98,140		-44,307	107,140	35,307	(自立支援協議会ホームページ管理費用) ハートラインまつもと管理
次期繰越金(支出)	0		0	0	0	
小計	1,283,000	178,828	350,971	470,446	640,411	
支出合計	24,753,000	178,828	3,218,542	13,458,786	8,254,500	

監査の結果、上記決算書に間違いのないことを報告します。

令和3年10月21日

上條 浩充

赤羽 信行

監査員

監査員



令和3年度 松本障害保健福祉圏域障がい者相談支援事業収支予算実績
自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日

代表法人名：社会福祉法人 中信社会福祉協会

【収入の部】

科目	予 算	実 績	予 算 残 高	摘要
委託料収入				松本圏域8市村委託料分
委託料（コーディネーター）	43,500,000	29,237,000	14,263,000	
内 訳				松本市 塩尻市 安曇野市 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村
総合相談支援センター 代表法人 委託料	370,000	160,000	210,000	
受取利息	0	28	0	
収入合計	43,870,000	29,397,028	14,473,000	

【支出の部】

科目	予 算	実 績	予 算 残 高	摘要
再委託料				
業務委託費	43,500,000	23,800,000	19,700,000	総合相談支援センター構成法人再委託料分
内 訳				社会福祉法人 信濃友愛会 社会福祉法人 アルプス福祉会 特定非営利活動法人 ケ・セラ 社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会 社会福祉法人 安曇野福祉協会 社会福祉法人 中信社会福祉協会
小 計	43,500,000	23,800,000	19,700,000	
人件費（代表法人分）				
人件費	264,000	152,122	111,878	職員人件費分
小 計	264,000	152,122	111,878	
事業費（代表法人分）				
車両費	48,000	0	48,000	ガソリン代
小 計	48,000	0	48,000	
事務費（代表法人分）				
消耗品費	20,000	0	20,000	事務用品
印刷製本費	5,000	0	5,000	資料印刷
通信運搬費	7,000	0	7,000	固定電話料金等
手数料	21,000	660	20,340	委託費振り込み手数料、残高証明
保守料	5,000	0	5,000	コピーカウンター料
小 計	58,000	660	57,340	
支出合計	43,870,000	23,952,782	19,917,218	

監査の結果、上記報告書に間違いのないことを報告します。

令和3年10月21日

監査員

上條浩亮



監査員

赤羽信行



令和3年度 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局 収支予算実績

自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日

法人名：社会福祉法人 中信社会福祉協会

【収入の部】

単位：円

科 目	予 算	実 績	予 算 残 高	摘 要
委託料収入	5,100,000	3,000,000	2,100,000	基幹相談支援センター代表法人再委託分
利息	0	2	0	
収入合計	5,100,000	3,000,002	2,100,000	

【支出の部】

単位：円

科 目	予 算	実 績	予 算 残 高	摘 要
人件費支出				職員人件費分
職員俸給支出	2,910,000	1,326,804	1,583,196	基本給、諸手当
職員賞与支出	835,000	476,225	358,775	
法定福利費	660,000	284,855	375,145	社会保険料、雇用保険料等
共済費	370,000	178,318	191,682	退職共済掛け金等
小 計	4,775,000	2,266,202	2,508,798	
事業費支出				
車両費	50,000	19,120	30,880	ガソリン代他
小 計	50,000	19,120	30,880	
事務費支出				
旅費	10,000	0	10,000	
消耗品費	30,000	859	29,141	事務用品等
印刷製本費	55,000	1,594	53,406	資料印刷、コピーカウンター
通信運搬費	125,000	31,150	93,850	固定電話料金等（TEL・FAX・切手・メールアカウント）
賃借料	40,000	7,000	33,000	事務所
手数料	15,000	5,280	9,720	振込手数料
小 計	275,000	45,883	229,117	
支 出 合 計	5,100,000	2,331,205	2,768,795	

監査の結果、上記報告書に間違いのないことを報告します。

令和 3 年 10 月 21 日

監査員

上條 浩充

印

監査員

赤羽 信行

印

令和3年度前期 松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業監査報告

報告者 監事

上條浩亮


監事

赤羽信行


1 監査実施日時: 令和3年10月21日

2 監査場所 : 社会福祉法人 中信社会福祉協会 本部

3 監査内容

(1) 相談支援委託料再配分業務等について

○確認書類: 契約書・事業計画・收支予算書・事業報告書・收支予算実績書
請求書(市町村、受託法人)・預金通帳・会計帳票・振込み通知書等

○所見

書類及び会計について適正に処理されております。

令和3年度前期 松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業及び
自立支援協議会監査報告

報告者

監事

上條 浩充



監事

赤羽 信行



1 監査実施日時: 令和3年10月21日

2 監査場所 : 社会福祉法人 中信社会福祉協会 本部

3 監査内容

(1) 相談支援委託料再委託業務等について

○確認書類: 契約書・変更契約書・事業計画・収支予算書・事業報告書・収支予算実績書
起案書・請求書(市町村、受託法人)・預金通帳・会計帳票・振込み通知書等

○所見

書類及び会計について 処理適正であります

(2) 協議会運営庶務について

○確認書類: 協議会、幹事会、各専門部会、各プロジェクトにかかる書類、起案書、会計書類

○所見

書類及び会計について 処理適正であります

(3) 事務局の勤務状況

○確認書類: 勤務表

○所見

適正に処理されております

報告事項 2

令和3年度 障がい者総合相談支援センター巡回評価実施結果について

1 趣旨

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱第9条において、「委託相談支援事業者の実績及び運営評価を実施し協議会に報告する」定められている為、報告をするものです。

2 評価対象及び評価員

相談支援センター	評価日	評価機関
基幹相談支援センター	令和3年10月5日	松本保健福祉事務所福祉課 塩尻市福祉課 筑北村住民福祉課
総合相談支援センターあるぶ	令和3年10月8日	安曇野市福祉課 生坂村健康福祉課
総合相談支援センターWish	令和3年10月7日	松本市障害福祉課 麻績村住民課
総合相談支援センターボイス	令和3年10月6日	塩尻市福祉課 朝日村住民福祉課

3 評価期間

令和3年4月から令和3年9月まで

4 評価結果

別紙のとおり (P **26** ~P **34**)

令和3年度前期 巡回評価 松本圏域障がい者基幹相談支援センター

■実施日 10月5日（火） 10:20～12:00

■評価委員 松本保健福祉事務所福祉課 係長 飯島 恵子

■評価委員 塩尻市福祉課 係長 大村 一

■評価委員 筑北村住民福祉課 係長 沢 圭司

■場所 松本圏域障がい者基幹相談支援センター

■対応者 所長 大森 将嘉

■対応者 機能強化コーディネーター 東條 知子

■対応者 機能強化コーディネーター 海老原 晴香

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]
後期欄の記入 [後期に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

取組内容

1. 相談支援体制の充実に向けた協議	評価	後期
協議会相談支援体制プロジェクトへの参加	○	

評価	備考
○	協議会相談支援体制プロジェクトには全職員がメンバーとなり、地域自立支援協議会プロジェクトとも連動し、協議を進める立場として参画している。

2. 医療的ケアのある方の支援の充実	評価	後期
(1) 重症心身障害児者利用事業所連絡会の開催	△	◎
(2) 重症心身障害児者利用事業所見学兼共生型サービス説明会の実施	△	◎

評価	備考
△	実施要領や案内文を作成したが、コロナ感染拡大の状況から開催に至らなかった。
△	実施要領や案内文を作成したが、コロナ感染拡大の状況から開催に至らなかった。 こども部会が令和元年に実施した「医療的ケアを要する者の受け入れ態勢についての調査」の調査結果に共生型サービスの認知度は低いが、3割以上の事業所が検討したいとの回答があったことから、企画したものである。 事業所増加に繋がる試みで、今後に期待したい。

3. 行動障害のある方への支援の充実	評価	後期
(1) 事例検討会 web開催	△	
(2) 映画上映会・シンポジウム 小規模実施	×	◎

評価	備考
○	基幹センターとして、より広くの方々を対象として開催したいとの目標があつたための自己評価△であるが、コロナ禍の状況で、Web開催できたので、左記のとおり評価した。 検討会では、事例検討を通して、ご本人にとって必要な具体的な支援方法を検討し合い、圏域の課題を具体化することができた。
×	開催に至らなかった。 後期開催に向けて準備を進めていることを確認した。

4. 地域生活拠点等の機能の充実	評価	後期
(1) 緊急時対応台帳の整備	△	
(2) ひとり暮らし体験事業	○	

評価	備考
△	・台帳整備 台帳整備済1市、未整備2市1村、該当なし4村。 市村ごとに進捗にばらつきはあるものの、着実に進めている。引き続き整備を進めていただきたい。 ・緊急電話対応 体制が整わないため未実施。
○	基幹センターは、コーディネート業務を担当している。 今年度はスタッフ体制が限られた中で、3市は行政がコーディネートを行い、5村のコーディネートは基幹センターで実施できている。

5. 圏域事業所連絡会の開催	評価	後期
(1) 退院支援関係機関連絡会の開催	×	◎
(2) 居住支援関係機関連絡会の開催	×	◎
(3) 児童養護施設との連絡会の開催	○	

評価	備考
×	新型コロナ感染症の感染状況から、参集しての開催が難しかった。 個別対応し、課題の集約は実施できた。
×	新型コロナ感染症の感染状況から、参集しての開催が難しかった。 個別対応し、課題の集約は実施できた。
○	児童養護施設が主催する情報共有会にあわせ、今後施設を卒園する児の支援会議を行った。 前年度の総合相談支援センターの課題の中に、卒園間近になってからの相談対応では、支援者との関係を築きづらい方が多いとの指摘あったので企画されたもの。 早めに支援会議を行い、卒園後の支援体制につなげていくため、今年度から開始することができた。

6. エリア毎の連絡会の開催	評価	後期
(1) 行政との連絡会	△	
(2) 事業所連絡会	○	

評価	備考
△	日々の連絡を、行政との連絡会に代えている。
○	塩尻地域、安曇野地域は開催できた。 松本地域はコロナの感染拡大状況から見合わせることとなったが、開催の方向で調整している。

7. 協議会運営	評価	後期
(1) 協議会の運営	○	
(2) ホームページの更新	○	

評価	備考
○	本会、幹事会、部会及びプロジェクトの運営を行い、基幹スタッフとも情報共有を図っている。
○	協議会議事録等の更新に努めている。

【前期の所見と後期への課題】

人員が限られている中で事業計画に基づき活動をしてきた。「あるふ」「ボイス」はスタッフの変更があった中で、上半期は総合相談のバックアップを引き続き行っているところである（個別相談に反映されている部分）。特に、権利擁護に関するケースや、（強度）行動障がいのケース、重度身体障がい者の自立生活支援ケースなどは、地域の社会資源作りや人材育成に関わるケースとして、相談支援専門員や委託相談員とともに支援チーム作りや支援における課題解決を図ってきた。総合相談支援センターや各事業所では抱えきれない困難ケースがあり、そのバックアップの役割が大きいという現状がある。その中で基幹としての支援の終結についても事例を積み重ねていき、役割の整理をしていきたいと思っている。コロナ禍の中で、前期に取り組みが難しかった企画があるため、後期に重点的に取り組むようにしていきたい。

- ・引き続き人員不足はあるが、創意工夫しながら事業計画に基づき基幹相談支援センターの運営を行っている。
- ・総合相談支援センター、事業所では抱えきれない困難ケースの支援を行う役割を担っている。
- ・基幹相談支援センターと総合相談支援センターの役割分担が課題であるため、事例を積み上げていくことで、役割整理に努める方向である。
- ・共生型サービス周知への取り組み、児童養護施設との連絡会等、圏域の課題を掘り、速やかに取り組まれていることを評価したい。

【基幹相談支援センターからの要望】

- ・人員体制の整備をすること。
- ・基幹相談支援センターと総合相談支援センターの役割の明確にすること。
- ・拠点整備事業における基幹相談支援センターの役割を明確にすること。
- ・中長期的計画を立てられれば有益と考えるので、長期的ビジョンを示してほしい。

令和3年度前期 巡回評価 松本圏域障がい者総合相談支援センター あるぶ

■ 令和3年10月8日(金) 14:00~15:00
 ■ 実施者 安曇野市福祉課 係長 田崎 由佳理
 ■ 実施者 生坂村 健康福祉課 係長 那須 美穂子

会場所 松本圏域障がい者総合相談支援センターあるぶ

■ 対応者 所長 寺島 康一

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]

後期欄の記入 [次年度、優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1. 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標	評価	後期	評価
(1) 障害者相談支援事業の実施	○		○ 多岐に渡る相談に対応しており、専門性を要するものは関係機関と連携を図り支援を行っている。8050及び9060、虐待防止についても関係機関と連携した対応が出来ている。 障がいサービス未利用者の相談は家族からの相談が増加傾向にあり、ひきこもり支援の面でも対応することが出来ている。
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。	△	◎	△ 感染防止の為会合への参加は行えなかっただが、必要に応じ関係機関との情報共有を行っている。 若年層の不登校、ひきこもり者の家族会開催がサボマネ主体で行うこととなり、共同して準備を進めている。
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	○		○ 相談者の自己決定支援を中心に基本相談が行われている。 多様化・複雑化する相談に対し、チーム支援を行うことが出来ている。
(2) 相談支援体制の充実	○		○ 集中モニタリング会議への参加や期間更新時の事業所講評を通じて相談支援専門員の資質向上に寄与している。 関係機関と情報共有を行い、バックアップ体制を構築することが出来ている。
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	○		○ 安曇野地域ケアマネジメント連絡会に月1回参加し（8～9月はコロナ感染防止の為中止）、相談支援専門員への助言等を行いスキルアップを図ることが出来ている。 総合相談受託事業所によるセンター連絡会を2ヶ月に1回行い（8月はコロナ感染防止の為中止）、園域での課題を把握すること等により相談支援体制の強化に努めている。
(3) 関係機関との連携強化	○	◎	○ 動脉のネットワークを通じて支援の中心的役割を担うことが出来ている。 更なる幅広いネットワークの構築に向けて、行政機関や基幹相談支援センターとの役割分担の検討を進めている。 感染拡大時には電話対応が中心となるも、関係機関と連携を密に行い本人支援を溝りなく行うことが出来ている。

3 コーディネーター事業	評価	後期	評価
・基本相談（初期相談）及び継続相談、困難ケースの支援を実施します。	○		○ 所長兼コーディネーター1名、コーディネーター1名の体制で支援を行うことが出来ている。
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	○	◎	○ 関係機関との連携において中心的役割を果たすことが出来ている。 地域活動支援センター利用者、困難ケース、8050ケースへの継続的支援を通じて傾向把握に努めている。
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○		○ 困難ケースを中心に関係者間の調整を行い、計画相談作成業務の支援を行うことが出来ている。

4 重点的取り組み	評価	後期	評価
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。	○		○ 事例検討会やスタッフ会議を月1回開催し、スキル向上や研修会出席後の知識の共有を図り、体制強化を行なうことが出来ている。 また園域担当の県発達障害者サポートマネージャーに月1回来所いただき、専門的な学習等を行うことで事業の充実に向けて取り組むことが出来ている。
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。	○		○ 3ヶ月に1回個別相談の整理・分析を行い、共通する課題を協議会へ報告し園域の課題とすることが出来ている。
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに行っていきます。	○		○ 地域生活支援拠点等事業が開始後も一部未実施となっており、事業の検討と合わせて、基幹相談支援センター及び行政機関と役割の明確化に向けて検討する予定となっている。

5 その他の事業		評価	後期	評価
(1) 長野県障がい児等療育支援事業		○		○ 前年に引き続き関係機関からの専門家（作業療法士、言語聴覚療法士）派遣要請に対応し、充実した支援に向けて取り組むことが出来ている。
・療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向け取り組みを行います。		○		○ 特別支援学校や通信制高校の特別支援教育Coと安曇野市特Co連絡会を2月に1回行い連携を図ることで、支援体制を整えることが出来ている。
・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。		○		○ 安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会に参加し、課題の共有等を行う中で助言等をすることにより事業所へのバックアップを行うことが出来ている。
・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。		○		×
・保護者向け、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をして行きます。		×	◎	× 感染防止の為研修は行えなかつたが、資料配布を随時実施し情報取得の機会を確保を行っている。
・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。		○		○ 安曇野市の関係部署と同フロアにある利点を生かし、迅速な情報共有を行い連携を図ることが出来た。 3市との連携については更なる連携に繋がる取り組みを検討いただきたい。
・親の会との連携を図ります。		×	◎	×
(2) 長野県工農アップのための福祉就労強化事業		○	◎	× 感染防止の為親の会には参加できなかつたが、資料配布を随時実施し情報取得の機会を確保を行っている。
・事業所が目標工農に向かう取り組みを支援します。		○		○ 長野県とセルフ共同でWebで情報発信を定期的に行い、ネット販売の場も確保することで工農向上に向けた支援を行うことが出来ている。
・共同受注・共同販売の強化支援し、地域工農アップ促進を図ります。		○		○ 各事業所の作業能力を把握し、事業所や利用者の特性に合った作業を提供することが出来ている。
・工農向上策定検証と事業所間連携促進のため、セミナー等を開催します。		○		○ 長野県及び厚生労働省と月1回ZOOMで実施することが出来ている。
・農業者と障がい者就労施設を付けて、就労の場の創出・拡大を図ります。		○		○ 農業企業（JA松本ハイランド）と連携を図り、農福連携に努め就労の場の創出を図ることが出来ている。
6 各センター企画事業		評価	後期	評価
・児童事業所連絡会を立ち上げ定期的に事業所連絡会を行っていきます。		○		○ 前期は1回開催し、事業者のスキルアップに寄与することが出来た。また、事業所情報を掲載したリーフレットの作成を進めている。

【前期の所見と後期への課題】

<コーディネーター事業>	
就労、居住、金銭管理、生活困窮、退院支援、8050問題が根底にある相談等、多様な相談傾向となっている。	
また、普通高校から、これまでサービス利用のない方で、確定診断はないが発達障がいが疑われる方にについての踏査に関する相談が増えている。各関係機関と連携を図る中で専門機関への相談につなげると共に、各機関との役割の明確にしながら、継続した相談支援を行っている。	
総合相談支援センターとしての機能として、個別相談に対する専門性の強化、個別相談・個別ケースから見い出される地域課題の整理の検討を行っている。地域課題の解決に向けて、筑北三村連絡会の開催を継続している。	
後期については、地域間での連携強化・役割の明確化を踏まえ、安曇野市と総合相談との連絡会の開催、安曇野市と筑北三村との協議の場を検討していきたい。	
コロナ感染拡大に伴い、対面での会議自粛（Web会議実施）、個別相談への対応に関しては電話中心の対応となり、通常の対応から切り替えるなければならない支援が多くなった。だが、相談支援事業所・行政等の各機関と連携をより密に図ることにより、各所で役割分担をしていただくことで、滞りなく、ご本人への相談支援を継続することができた。	
<障がい児等療育支援事業>	
コロナ感染拡大のため、認定こども園や保育所で外部支援者の受け入れを延期や中止、外部専門家と同行ができるなどもあり、年度当初計画の施設支援は計画変更を余儀なくされた。	
個別の相談では放課後等デイサービス利用のご相談が多く、利用したくても定員がいっぱいで保護者の不安がさらに強まっている。家庭内での子どもの育ちを支える力をつけられるように支援し、子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を与えることと期待される。	
<工農アップのための福祉就労強化事業>	
コロナ感染症レベル等で事業所で自宅待機が緊急にあり、作業が中止になってしまったが、緊急に他の事業所に集まつてもらい、事業所各自の作業調整をして頂き、補う事が出来た。	
コロナ感染症レベルに対して、各事業所の方針を取りまとめ、参考にして、今後の作業配分を行なう。	

<コーディネーター事業>	
総合相談支援センターとしての役割を果たすことが出来ている。	
サービス開始前からの問い合わせにおいて、個別のケースごとに課題の整理を行う中で生活全般の多岐に渡る課題を関係機関と共にし、連携を図りながら相談者の自己決定を尊重した支援を行い、障がいサービスや関係機関へと繋ぐことが出来ている。	
コロナ禍で既存の方法での支援が困難な面もありながら、対応を検討し有効な方法での事業を行なうことが出来ている。	
従来より進学や就職等の人生の節目があり、生きづらさを抱える方の「支援の受容」のタイミングと重なる事例が散見される。適切な時期に支援を入れられるよう尽力するとともに、普通高校等の今まで障がいとは関わりの薄い機関への情報提供あるいは周知の方法の提案について今後検討していただきたい。	
<障がい児療育支援事業>	
コロナ禍で既存の方法での支援が困難な面もありながら、対応を検討し有効な方法での事業を行なうことが出来ている。	
安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会の開催を通じて情報提供や課題の共有を図り、事業所間での連携や支援のスキルアップを図る体制が構築出来ている。	
引き続き社会資源の確保について関係機関と連携して模索すると共に、ペアレントトレーニングについても検討いたたきたい。	
<工農アップのための福祉就労強化事業>	
コロナ禍での作業減に対応し、ネット販売体制等を構築して工農向上に寄与することが出来ている。	
農福連携はJAを中心継続して作業を受注し、就労の場を確保することが出来ている。	
継続して作業所間の連携を図り、事業所や利用者の特性を生かし工農アップに取り組んでいただきたい。	

令和3年度前期 巡回評価 松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish

■日時 令和3年10月7日(木) 10:00 ~ 12:00

■場所 松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish

■実施者 松本市障害福祉課 係長 輪湖 正明

■対応者 所長 川上 巧

■実施者 麻績村住民課 係長 高野 春美

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]

後期欄の記入 [次年度に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1. 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者の等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標	評価	後期	評価
(1) 障害者相談支援事業の実施	○		<ul style="list-style-type: none"> 電話相談の7月から9月まで対象者の傾向を調べたところ、半数は発達障害者(児)であった。相談内容は多種多様で、福祉制度以外の生活に関する事が多く、人間関係や金銭管理など、人生相談に乗っている状態で職員は傾聴している。相談を続ける中で障害特性や障害受容を細解いくしかない。委託相談として受け続けるのは職員体制を含め難しい。
・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。	×		<ul style="list-style-type: none"> コロナの影響で親の会等開催できていない。アウトーチ活動も行っていない。 コロナの影響で閉じてしまつた当事者の会もある。
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトーチを積極的に行っていきます。	○		<ul style="list-style-type: none"> 機能強化コーディネーターが不在。コーディネーター4名、9月から県委託療育コーディネーター2名。現在、計6名体制で行っている。しかし業務をまわし切れない。 ・県外転入や住所地特例のケースが多い。生活の基盤を作るため、地域定着のために支援している。
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	△		<ul style="list-style-type: none"> 課題として、指定特定相談支援事業所の数が多く、すべてをバックアップすることが物理的に難しい状況である。
(2) 相談支援体制の充実	×		
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	×		
・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	×		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は機能強化コーディネーターが主に行っていたが今年度は不在になり、基幹センターの他のエリアの機能強化コーディネーターと主任相談支援員3名で、対応している。
(3) 関係機関との連携強化	○	◎	
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げよう努めます。	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> 常日頃から関係機関との連携をし共有を図っている。 相談者の方の相談内容が複雑化している。特に高齢者が絡む場合が常であり、高齢分野の関係機関と連携を行っている。 ・地域づくりセンター経由で軽度障害の方からの相談も増えている。

3 コーディネーター事業	評価	後期	評価
・基本相談(初期相談)及び継続相談、困難ケースの支援を実施します	○		<ul style="list-style-type: none"> 複雑な状況の相談が多く支援が難しい。 Wishは課題解決の万能の状況となっており、本人に対する中心的役割をすべて担うのは難しい。課題を整理して、関係機関で分け合ったうえで、中心的役割ができると思う。
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	△	◎	
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	△		

4 重点的取り組み	評価	後期	評価
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等(ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン)の体制強化を行います。	○		
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。	○		
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けて取り組みを、関係機関とともに行っています。	△		<ul style="list-style-type: none"> 基幹センターとの役割や位置づけ関わり方が不明確。 ひとり暮らし体験事業は、動いており数ヶ相談で関わった。

評価	後期	評価
○		・前期はコーディネーター1名、9月から2名体制となり、事業の充実に向けて取り組みを行っている。 ・松本市療育ネットワーク会議を立ち上げて定期的に会議を行っている。
△	◎	・小中学校の特別支援コーディネーター連携は、人数が多くすべての学校との密な支援は難しいが、学校と引き続き支援体制の充実をしていきたいと考えている。
△	◎	・療育ネットワーク会議等を通して、事業所へのバックアップを充実していきたい。
○		・コロナ禍でも、ZOOMなどネットを活用して研修を実施することが出来た。
○		・各市村の関係機関と継続した連携を行っている。
×	◎	・コロナ禍で活動を控えていたため、連携できなかった。
×		・コロナ禍でりんご会は実施出来なかつた。 ・七夕の時期に、笹を用意し、願い事を書いて飾るように、りんご会のメンバーに立ち寄って参加してもらえるよう工夫した。
○		・毎月発行し関係機関などへ情報提供及び情報発信を行っている。
○		・予定通り実施できている。（毎月第3水曜日） ・親御さん自身が勉強をしたいという意見を拾うことが出来ている。

【前期の所見と後期への課題】

○事業計画外	・松本市は、周辺の他地域より社会資源があるため住所地特例で県外、圏域外から転入した方の相談も多い。責任も曖昧で委託市外への支援をし続けることはどうかと思っている。 ・強度行動障害者の方の生活の場、地域の受け皿の不足である中で直接支援している。支援にあたっては、様々な課題が浮き彫りになっており、解決しない状況のまま対応している。 ・高校生の支援については、小中学校からの情報の活用方法や、情報連携を検討する場がない。 ・Wishは相談件数が多く、アウトリーチが出来ていない。業務の整理は必要。 ・同フロア内の基幹センターとWishの役割の明確化については引き続き協議会で検討していく。 ・相談の複雑化により、個別ケースにおいて保健師、高齢福祉課等との連携が増えている。今後はさらに横断的にできるとよい。
○事業計画	・高校生の支援アプローチがどうあればよいのか、中退してしまうといったんはどことも繋がりがなくなってしまう。中学からの情報の活用方法、学校と行政の連携など検討する場があつてもよいのではないか。在学中に手帳を取るハードルも低くなっている、保護者の自立してほしい=障害者雇用という認識。本人の意思決定の観点から考えるアプローチもあつてもよいのではないか。 ・他2センターと比べ、全体的に相談件数多い、住まいの相談の頻度も多く、一件で相当の時間を費やすため、他の相談と並行しての業務は厳しい。当事者会、親の会へのアウトリーチの余裕がなく実施できていない。業務の整理が後期の課題である。 ・エリア内に計画相談支援事業所が数多くあり、現在バックアップには限界を感じる。サービスにつながった方のアフターフォローの長期化も課題のひとつ。Wishエリア担当の機能強化CO不在の影響もあり、今年度のケアマネジメント連絡については基幹相談支援センターおよび主任相談支援専門員にお任せさせて頂いた。基幹相談支援センターと一緒に実行していく必要のある事業をやっているが疑問が残る前期となつた。 ・同じフロア内の基幹センターとWishの役割の明確化という部分は昨年度同様のまま今年度迎えており引き続き協議会での検討に参加していく。 ・相談の複雑化にともない、個別ケースにおいて保健師、高齢福祉課等との連携が増えている。今後はさらに横断的にできていくよのではないか。 ・たんぽぽ親の会参加保護者からの「学びを深めたい」という声が増えている。保護者同士の立場での共感・助言など、親の会ならではの地域での役割を果たせていると感じる。 ・本人活動はコロナ感染拡大防止のため、中止相次ぎ実施できていないが、7～8月の2か月間、集まるのではなく立ち寄って少し参加するという企画で楽しんで頂いた。

■日時 令和3年10月6日（水）13:30～15:00

■実施者 塩尻市福祉課 係長 大村 一

■実施者 朝日村住民福祉課 係長 河西 ひろ子

■場所 松本圏域障がい者総合相談支援センター ポイス

■対応者 所長 荘司 小夜子

■対応者 コーディネーター 田中 雅美

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]

後期欄の記入 [後期に優先的に取り組む必要がある事項に○をつける]

1. 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者の等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標

評価 後期

(1) 障害者相談支援事業の実施

- ・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。

○

- ・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。

○

- ・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。

○

(2) 相談支援体制の充実

○

- ・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。

○

- ・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。

○

(3) 関係機関との連携強化

○

- 市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。

	評価
○	昨年度から引き続き実施ができる。権利擁護について、事業者や行政との連携を取りつつ、虐待が疑われる事案について、訪問を行うなど、日々の見守りが行われている。養護学校卒業後に支援との関わりが切れかけていたケースには、20歳の年金申請をきっかけに支援に繋ぐことに取り組んでいる。
○	コロナ禍の中でも開催、参加できている会がある。新規参加者が伸び悩んでおり、今後の課題といえる。
○	役割を整理した上で相談支援体制を組んでいる。また、関わりがなかった人にも積極的な繋がりづくりが行えている。
○	ケアマネジメント連絡会での事例検討による困難ケースのサポートの他、モニタリング会議へも依頼があれば出席し助言を行えている。
○	今年度からケアマネジメント連絡会に朝日村職員も参加するなど前年後期の課題をクリアしている。情報提供や課題検討の幅が増え、参加者相互にスキル向上が期待できる。
○	行政、社協、基幹相談支援センターとの連携、情報共有がうまく進められている。主催している療育ネットワーク会議には、今年度から新たに医療機関のメンバーを迎えるなど、新たな社会資源の開発や改善に向け取り組んでいる。

3. コーデネーター事業

評価 後期

- ・基本相談（初期相談）及び継続相談、困難ケースの支援を実施します。

○

- ・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。

○

- ・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。

○

	評価
○	コロナ禍だが対面による相談が減っていない。困難ケースには、ボイス内に席がある基幹相談支援センターの機能強化Coの助言を得ながら対応している。
○	手帳取得に関する案内なども行っている。サービスに繋がらない方が意外に多く、数名と面談を継続している。
○	就労継続支援事業所やグループホームの検討など、必要に応じて後方支援を行っている。

4. 重点的取り組み

評価 後期

- ・センター内の質の向上として、スタッフ研修等（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。

△

- ・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。

○

- ・地域生活観点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともにに行っていきます。

×

	評価
○	あるが、Wishとの合同勉強会「記録の取り方」により相談支援の視点について学んでいる。勉強会の開催だが、1回と少なかったため、自己評価が△だが、今年度新規派遣職員1名が初任研を受講中。
○	基幹相談支援センターからもたらされる地域課題について整理をし、継続して取り組んでいる。
△	基幹相談支援センターからの重度ケースの取り組みができるなく、地域資源に繋がる取り組みができるない。緊急時台帳整備はできているが、空床確保事業ができるないことから、関係機関を含めた体制構築の検討が今後の課題。

6 各センター企画事業（ボイス）※各センター任意表記		評価	後期
(1) 企画事業			
・塩尻地域ケアマネジメント連絡会（毎月開催予定）		○	
・塩尻市癡育ネットワーク会議（年4回開催予定）		○	
・塩尻市居宅介護事業所連絡会の開催（年3回開催予定）		×	◎
(2) 連携事業			
・「塩尻市元気っ子応援事業」への協力		○	
・「塩尻地域障がい者グループホーム連絡会」への参加、協力		○	
・「中信地区グループホーム世話人研修会・実行委員会」への協力		×	
・「高次脳機能障害グループワーク ピンポーンの会」への参加、協力		○	
・「Mash Up 松本大北圏域就労移行支援事業所連絡会」への参加、協力		○	
・「精神障がい者ヘルパー研修、ボランティア講座等」への協力		○	
・「塩尻市児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所連絡会」への参加、協力		×	
・当事者会・親の会などへの参加協力		○	
・日中活動の場や居場所・仲間づくりの場などについて関係機関と連携し検討を図る		△	
・関係団体等が実施する研修会やセミナーへの参加、協力		○	
・圏域全体で実施する事業所連絡会への参加、協力		×	◎
(3) 会議等			
・朝日村・山形村地域連絡会		○	
・塩尻市と総合相談支援センターとの連絡会		×	

【前期の所見と後期への課題】

別紙参照

		評価
○	Web会議を活用しながら継続実施ができている。	
○	医ケア児の課題など、日々あまりない事例の情報共有などができる。	
×	未開催。後期に開催できるよう計画を進めていただきたい。	
○	癡育コーディネーターと協力しながら、塩尻市家庭支援課主催の意見交換の場に参加している。	
○	基幹相談支援センターが事務局となり開催している会へ、前期2回出席している。	
-	未開催のため、未参加。	
○	主催する事業所へ協力し、参加している。	
○	主催する事業所へ協力し、参加している。	
○	前期には開催されていないが、依頼があれば参加予定。	
×	未開催のため、未参加。	
○	2事業目標（1）と同じ。	
○	連携や検討をして例は少ないが、全く出来ていないわけではない。	
○	参加可能であるところには、コーディネーターが積極的に自主参加している。	
×	開催できていない。今後は事業所の参加意向の確認など、開催に向けた取り組みを。	
○	一部未参加法人もあるが、継続して開催できている。	
×	前期末開催。後期に開催を。	

【令和3年度 障がい者総合相談支援センター「ボイス」 前期のまとめと後期への課題】

(1) 障がい者相談支援事業の実施から相談の概要

- ・令和3年度の前期では、新規相談が35件あった。新規相談から継続ケースとなったのは10件。
- ・相談内容としては、日中活動の場に関するものが多くあり、面談を重ねる中で就労継続支援B型事業所等の見学や体験支援を行ったケースがあった。一方、福祉サービスの利用には繋がらないが居場所を必要とする方も多く、特にボイスエリアにおける地域活動支援センター等の社会資源の拡充が必要を感じている。親亡き後のご本人の生活をどうしていくべきかという、高齢の家族や親せきからの相談もあり、福祉サービスの利用に繋いだ。親が高齢になるまで家族だけで支えてきたケースも多くあり、アウェーリーチの拡充に向けて、療育ネットワーク会議等の活用など関係者で検討していきたい。
- ・また、4~6月間の相談支援実績における【直接支援】の活動が全体の件数の2割を占めた。内容とすると、一般就労した方が仕事帰りや休日にボイスに立ち寄り、仕事を頑張っている事を話して安心して帰っていく方、毎日自分の日課を電話で報告し、家族の中での役割を確認して安心する方、就労支援事業所の通所の前後にボイスに立ち寄りスタッフと話すことで気持ちを整理していく方などへの支援です。ボイスだけではなく市内の他機関でも同じような支援をしているところもあり、立ち寄れる場や電話がつながる場がある事は、当事者の皆さんにとって安心した地域であると思う。こういった社会資源を作っていくことや連携すること等、ボイスとしても基幹センターの機能強化コーディネーターと共に検討していきたい。
- ・一般就労されている方からの相談も前期では多く（18名程）あった。相談内容は、グループホーム利用希望、転職相談、SNS上のトラブル、家族とのトラブルなど様々であった。緊急度の高い相談に対しては、行政と連携し訪問対応なども実施した。就労・生活支援センターらいととの連携を取っているケースもある。
- ・養護学校卒業後、障がい福祉サービスが途切れ家族のみの関わりとなってしまったケースでは、家族だけで抱え込まないようにするために、関係者で検討し年金申請支援をきっかけにボイスとの繋がりを作り相談が始まっている。
- ・介護保険2号被保険者の方が障害福祉サービスの利用に伴い、介護支援専門員に計画相談を担つてもらうようなコーディネートを行った。
- ・新型コロナウイルス感染拡大への不安や不安定な天候によるものか、精神的な不安定さを訴える相談も多くあり、医療や行政の保健師などとの連携を取ることが多くあった。

(2) 相談支援体制の充実 (3) 関係機関との連携 (4) その他取り組み事業

- ・総合相談として受けた相談を計画相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所などに繋ぐことや、関係機関と連携して相談支援の継続を行う事については、チーム作りやバトンタッチを意識して対応してきた。その中で、本人を中心とした輪型の支援についての重要性を感じるケースもあり、今後は支援関係者と共有して連携の充実を図っていきたい。
- ・新型コロナウイルス感染対策で、会議等対面で出来ない場合も多くあったが、基幹センターや行政と連携しオンライン会議などの新しい取り組みも実施でき、今後に活かしていきたい。
- ・基幹センターの機能強化コーディネーターとの協働により、企画事業や連携事業を行っているが、個別ケースの課題を地域課題として検討し発信することも総合相談の役割と理解し、相談支援体制の充実にむけて後期も取り組んでいきたい。

報告事項 3

令和 3 年度第 2 回幹事会の内容について

1 趣旨

令和 3 年度第 2 回幹事会の内容について報告するものです。

2 開催日等

第 2 回幹事会につきましては、協議議案がなかったこと及び新型コロナウイルス感染症が拡大していたことから書面での協議としました。幹事へは、令和 3 年 9 月 21 日付けで報告しています。

3 内容

ア 市町村部会 地域自立支援協議会検討プロジェクトからの依頼について

松本障害保健福祉圏域相談支援体制及び自立支援協議会の体制の方向性を市町村部会で検討していくこととなったことが報告されました。

イ 令和 3 年度専門部会及びプロジェクト報告

令和 3 年 6 月以降の部会及びプロジェクトの内容について報告されました。

ウ 障がい者基幹相談支援センター 令和 3 年度 4 月から 6 月分実績報告について 報告されました。

エ 障がい者総合相談支援センター 令和 3 年度 4 月から 6 月分実績報告について 報告されました。

4 資料 (別冊 令和 3 年度第 2 回幹事会資料)

報告事項4

令和3年度第3回幹事会の内容について

1 趣旨

令和3年度第3回幹事会の内容について報告するものです。

2 開催日等

ア 日時

令和3年11月12日（金）午後1時30分から午後4時まで

イ 場所

松本市梓川公民館多目的会議室

ウ 出席者

34人

3 内容

(1) 協議事項

ア 松本障害保健福祉圏域における自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて

（主な意見）

- ・保健福祉事務所としては、部会員及びプロジェクトのメンバーとしてかかわることはできると思いますが、中心的な役割（事務局）を担うことは難しいと考えます。

- ・来年度の相談支援事業の契約がどのようになるのか決めてほしいです。

- ・地域生活支援拠点等事業はどのようにになりますか。

- ・現在の部会及びプロジェクトの体制はどのようになりますか。

（集約）

検討課題については、今後のプロジェクトで検討していきます。

イ 地域自立支援協議会検討プロジェクト構成機関の追加について

地域自立支援協議会プロジェクトの構成機関として「松本保健福祉事務所福祉課」することが協議されました。構成機関として追加します。

ウ 日中サービス支援型共同生活援助事業事業評価について

評価要領について協議されました。協議会へ協議をお願いします。

(2) 報告事項

- ア 松本圏域第5期障害福祉計画令和2年度報告と課題について
第5期障害福祉計画の令和2年度分の実績が報告されました。
- イ 令和3年度専門部会及びプロジェクト報告
令和3年9月以降の部会及びプロジェクトの内容について報告されました。
- ウ 障がい者基幹相談支援センター 令和3年度7月から9月分実績報告について報告されました。
- エ 障がい者総合相談支援センター 令和3年度7月から9月分実績報告について報告されました。

4 資料 (別冊 令和3年度第3回幹事会資料)

令和3年度 松本圏域自立支援協議会の年間予定

月	自立支援協議会	幹事会	専門部会 プロジェクト
4			4/21 地域移行部会 4/22 くらし部会 4/27 地域自立支援協議会検討プロジェクト
5		5月28日 第1回幹事会 ・幹事長及び副幹事長の選任について ・議題提起について ・こども部会、くらし部会、しごと部会調査報告 ・専門部会及びプロジェクト報告 他	5/7 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 5/11 市町村部会 5/14 こども部会 5/18 相談支援体制検討プロジェクト 5/20 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 5/27 権利擁護部会 6/4 くらし部会 6/16 しごと部会
6			
7	7月9日第1回 協議会 ・基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、事務局決算について ・第1回幹事会報告 ・巡回評価実施結果報告 ・第1回長野県自立支援協議会報告		7/15 地域移行部会 7/16 くらし部会
8		8月20日第2回 幹事会(書面報告) ・地域自立支援協議会検討プロジェクトからの依頼について ・基幹相談支援センター、総合相談支援センター実績報告	8/4 こども部会 8/6 強度行動障害児者支援検討プロジェクト
9			9/3市町村部会 9/9 権利擁護部会 9/13 くらし部会 9/15 地域移行部会
10			10/7市町村部会 10/14相談支援体制検討プロジェクト 10/15強度行動障害児者支援検討プロジェクト
11		11月12日第3回 幹事会 ・松本障害保健福祉圏域における自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて ・地域自立支援協議会検討プロジェクト構成機関の追加について 他	11/17 こども部会 11/24 地域移行部会 11/25 くらし部会
12	12月17日 第2回協議会 ・松本障害保健福祉圏域における自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて ・日中サービス支援型共同生活援助事業所 事業評価について ・基幹及び事務局監査報告		12/1 権利擁護部会 12/6 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 12/13 相談支援体制検討プロジェクト 12/15 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 12/21 地域自立支援協議会検討プロジェクト
1			1/11 市町村部会 1/12 こども部会 1/14 地域移行部会 1/15 くらし部会 1/17 権利擁護部会
2		2月上旬頃 第4回幹事会	
3	3月中旬頃 第3回協議会		